

---

## 用語解説

---

※1 **NPO (Non Profit Organization)** (3頁ほか)

民間非営利活動組織などと訳され、非営利（利潤の追求や利益の配分を目的としない）で自主的、自発的に公益的な活動を行う組織や団体をいう。

※2 **ドメスティック・バイオレンス (DV)** (9頁ほか)

配偶者や恋人など親密な関係にある又はあった人からふるわれる暴力。身体的、精神的、性的、経済的暴力等がある。

※3 **固定的な性別役割分担意識** (10頁)

「男は仕事、女は家庭」というような性によりあらかじめ役割を固定した考え方。

※4 **男女共同参画社会** (10頁ほか)

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことができる社会。

※5 **セクシュアル・ハラスメント** (13頁ほか)

性的嫌がらせ。相手の意に反した性的な性質の言動で、当該者の生活環境を害して不快な思いをさせること。身体への不必要な接触、性的関係の強要、性的なうわさの流布、衆目に触れる場所へのわいせつな写真の掲示など、様々な態様のものが含まれる。

※6 **パワー・ハラスメント** (13頁)

職場における組織の規範や慣習、または職権というパワーを使って行う強制や嫌がらせ。

※7 **インフォームドコンセント** (14頁)

患者が医療行為の内容について医師等から十分な説明を受け、納得のうえで同意すること。

---

※8 **メディアミックス** (18頁)

情報発信の効果を高めるため、新聞・テレビ・インターネット等様々な広報媒体を組み合わせることを指す。

※9 **クロスメディア** (18頁)

一つの情報について複数の異なる種類の媒体を横断的に利用して伝達すること。

※10 **メディア・リテラシー** (22頁ほか)

メディアの情報を主体的に読み解く能力、メディアにアクセスし活用する能力、メディアを通じコミュニケーションする能力の3つを構成要素とする複合的な能力のこと。

※11 **ポジティブ・アクション** (23頁)

様々な分野において、活動に参画する機会に係る男女間の格差を改善するため、必要な範囲内において、男女何れか一方に対して、当該機会を積極的に提供することをいう。

男女共同参画社会基本法では「積極的改善措置」として規定されている。例えば、労働の分野では、固定的な性別による役割分担意識や過去の経緯から、男女労働者間に事実上生じている差があるとき、それを解消しようと、企業が行う自主的積極的な取組を指す。

※12 **ストーカー行為** (24頁)

特定の者に対し、一方的に好意の感情や関心を抱き、執念深く付きまとい、相手に迷惑や攻撃、被害を与える行為を繰り返すこと。

※13 **リプロダクティブ・ヘルス/ライツ (性と生殖に関する健康と権利)** (24頁)

リプロダクティブ・ヘルス (性と生殖の健康) とは、平成6年 (1994年) の国際人口・開発会議の「行動計画」及び平成7年 (1995年) の第4回世界女性会議の「北京宣言及び行動綱領」において、「人間の生殖システム、その機能と活動過程のすべての側面において、単に疾病、障害がないというばかりでなく、身体的、精神的、社会的に完全に良好な状態にあることを指す」とされている。

また、リプロダクティブ・ライツ (性と生殖に関する権利) は、「すべてのカップルと個人が自分たちの子どもの数、出産間隔、並びに出産する時期を自由にかつ責任をもって決定でき、そのための情報と手段を得ることができる」という基本的権

---

---

利、並びに最高水準の性に関する健康及びリプロダクティブ・ヘルス（性と生殖の健康）を享受する権利」とされる。

**※14 ノーマライゼーション（33頁）**

障がいのあるなしや年齢などに関係なく、すべての人が同じ社会の中で普通の暮らしができる社会がノーマル（普通）であるという考え方。

**※15 バリアフリー（33頁）**

障がい者や高齢者などが生活していく上での「障壁（バリア）」となるものを取り除くこと。

**※16 ユニバーサルデザイン（UD）（33頁ほか）**

年齢、性別、能力、言語など、人々が持つ様々な特性や違いを認め合い、できるだけすべての人が利用しやすい、すべての人に配慮した、環境、建築、施設、製品等のデザインをしていこうとする考え方。

**※17 合理的配慮（34頁）**

障がい者がほかの者との平等を基礎としてすべての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないものをいう（障害者の権利に関する条約第2条より）。

**※18 インクルーシブ教育システム（35頁）**

人間の多様性の尊重等の強化、障がい者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的の下、障がいのある人と障がいのない人が共に学ぶ仕組みのこと。障がいのある人が教育制度一般から排除されないこと、自己の生活する地域において初等中等教育の機会が与えられること、個人に必要な「合理的配慮」が提供される等が必要とされている。

**※19 元患者（43頁）**

「回復者」という呼称もある。

---

※20 犯罪被害者等（44頁ほか）

犯罪等により害を被った者及びその家族又は遺族のこと。

※21 犯罪等（45頁ほか）

犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為のこと。

※22 プロバイダ（48頁）

インターネットへの接続サービスを提供する事業者等。

※23 フィルタリングソフト（48頁）

インターネット上のウェブサイト等を一定の基準に基づき選別し、青少年に有害な情報を閲覧できないようにするソフト。

※24 性同一性障がい（49頁）

「Gender Identity Disorder」からGIDということもある。また、平成26年（2014年）5月に日本精神神経学会は、「性同一性障がい」の診断名を「性別違和」と変更することを発表している。

※25 L G B T（49頁）

女性の同性愛（Lesbian）、男性の同性愛（Gay）、両性愛（Bisexual）、性別にとらわれない在り方をもつ人（Transgender）の頭文字を取った総称。

※26 B B S会（50頁）

Big Brothers and Sisters Movementの略で、非行をはじめ社会適応に悩む多くの少年少女に、同世代のいわば兄や姉のような存在としてボランティア活動を展開している団体。